○宍粟市土地開発等建設工事の適正な執行に関する条例

平成17年４月１日条例第167号

宍粟市土地開発等建設工事の適正な執行に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、土地開発等建設工事について、災害の防止のため必要な規制を行い、その適正な施行を促進するため必要な事項を定めることにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　宅地　農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他規則で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。

(２)　土地開発等建設工事　宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更で、規則で定めるものをいう。

(３)　事業主　土地開発等建設工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいう。

(４)　工事施行者　工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいう。

(５)　施行区域　工事を施工する土地の区域をいう。

（適用の除外）

第３条　次の各号のいずれかに該当する工事については、この条例の規定は適用しない。

(１)　災害時に応急に行うもの

(２)　国、地方公共団体、公社又は公団が行うもの

(３)　他の法令の規定により、許可、認可等を受けて行うもの

（工事の許可）

第４条　事業主は、工事を行おうとする場合においては、当該工事に着手する前に工事計画を定め、その計画がこの条例に適合するものであることについて、市長の許可を受けなければならない。

（許可申請の手続）

第５条　前条の許可を受けようとする者は、その工事に着手する日の20日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(１)　施行区域（施行区域を工区に分けるときは、施行区域及び工区）及び所在地

(２)　工事の名称又は目的

(３)　施行区域の面積及び規模

(４)　工事の実施期間

(５)　工事の施行方法

(６)　工事設計者の氏名又は名称及び住所

(７)　工事施行者及び工事現場管理者の氏名又は名称及び住所

(８)　その他市長が必要と認める事項

２　前項の申請書には工事に関する設計図書その他市長が特に必要と認める図書を添付しなければならない。

（工事の基準）

第６条　第４条の工事計画においては、規則で定める基準に従い、よう壁又は排水施設の設置その他工事に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

（許可等の通知）

第７条　市長は、第５条の許可申請があった場合においては、遅滞なく、許可又は許可のできない旨を文書をもって、当該申請者に通知しなければならない。

（工事計画等の変更）

第８条　事業主は工事計画を変更しようとする場合においては、市長の許可を受けなければならない。ただし、工事計画の軽微な変更をしようとする場合においては、この限りでない。

２　前条の規定は前項の許可について準用する。

（許可の承継）

第９条　第４条の許可を受けた事業主について相続又は合併があった場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可による事業主の地位を承継する。

２　前項の規定により事業主の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了の検査）

第10条　事業主は第４条の許可を受けた工事の施行区域（施行区域を工区に分けたときは工区）の全部について工事を完了した場合においては、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があった場合においては、遅滞なく、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

３　市長は、前項の検査の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。

（工事の廃止）

第11条　第４条の許可を受けた工事を廃止した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業主等に対する監督）

第12条　市長は、偽りその他不正な手段により第４条若しくは第８条第１項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

２　市長は、第４条若しくは第８条第１項の許可を受けず、若しくは許可に付した条件に違反し、又は第６条の規定に適合していないものについては、当該事業主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

３　市長は、第４条若しくは第８条第１項の規定の許可を受けないで、工事が施行された土地又は第10条第２項の規定による検査の結果、工事が第６条の規定に適合していないと認められた土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該事業主に対して、当該土地の使用を禁止し若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて擁壁若しくは排水施設の設置その他工事に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

４　市長は、前３項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとする場合においては、あらかじめ当該措置をし、又は当該措置をとることを命ずべき者について充分なる実情調査を行わなければならない。

（開発土地の保全）

第13条　工事が行われた土地の所有者、管理者又は占有者はその土地を常時安全かつ適切な状態に維持するように努めなければならない。

（改善命令）

第14条　市長は、工事に伴う災害の防止のため必要なよう壁又は排水施設が設置されていないか、又はきわめて不完全であるために、これを放置するときは、工事に伴う災害の発生のおそれが著しいものがある場合においては、その著しいおそれを除去するため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該土地又はよう壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、よう壁若しくは排水施設の設置若しくは改造又は地形の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

２　前項の場合において、同項の土地又はよう壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「土地所有者」という。）以外の者の行為によって同項に規定する災害の発生の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に同項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、市長は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

３　第12条第４項の規定は、前２項の場合について準用する。

（立入検査）

第15条　市長又はその命じた者、若しくは委任した者は、第４条、第８条第１項、第10条第２項、第12条第１項から第３項まで又は前条第１項若しくは第２項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

（報告、勧告等）

第16条　市長は、事業主若しくは工事施行者又は土地所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該土地において行われている工事並びに開発土地の保全に関し、この条例の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第18条　第12条第２項、第３項の規定による市長の命令に違反した者は10万円以下の罰金に処する。

２　次の各号のいずれかに該当する者は５万円以下の罰金に処する。

(１)　第４条の規定に違反した事業主

(２)　第６条の規定に違反して工事が施行された場合における当該工事の工事施行者

(３)　第14条第１項又は第２項の規定による市長の命令に違反した者

(４)　第15条の規定による立入り検査を拒み、妨げ又は忌避した者

３　第16条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は３万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第19条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条第１項から第３項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条第１項から第３項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため必要な措置をしたことの証明があったときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の土地開発等建設工事の適正な執行に関する条例（昭和47年山崎町条例第29号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。